

○三田市生涯学習審議会条例

平成24年12月25日 条例第58号

(設置)

第1条 生涯学習の総合的な推進及び振興並びに社会教育の施策に関する事項について、市長又は三田市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の諮問に応じ調査審議し、及び当該事項に関し必要と認める事項について市長又は教育委員会に意見を述べるため、三田市生涯学習審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第2条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が教育委員会の意見を聴いて任命する。

(1) 学識経験者

(2) 三田市市政への市民参加条例(平成26年三田市条例第33号)第11条又は第12条に規定する者

(3) 市長及び教育委員会が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(平26条例33・一部改正)

(専門委員)

第3条 審議会に、専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験者のうちから、市長が教育委員会の意見を聴いて任命する。

3 専門委員の任期は、当該専門の事項に関する調査審議が終了するまでの期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数でもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、審議会に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、生涯学習担当課において処理する。

(補則)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(社会教育委員の定数等に関する条例の廃止)

2 社会教育委員の定数等に関する条例(昭和35年三田市条例第12号)は、廃止する。

付 則(平成26年条例第33号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成27年1月1日から施行する。

(三田市生涯学習審議会条例の一部改正に伴う経過措置)

11 この条例の施行の際現に前項の規定による改正前の三田市生涯学習審議会条例第2条第2項の規定により任命された委員である者は、その委員としての任期中に限り、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

(会議の公開)

第30条 実施機関に置く附属機関及びこれに類するものは、その会議(法令等の規定により公開することができないとされている会議を除く。)を公開するものとする。ただし、次の各号に掲げる場合であって、当該会議で非公開を決定したときは、この限りでない。

- (1) 第7条各号に規定する非公開情報が含まれる事項について審議、審査、調査等を行う会議を開催する場合
- (2) 会議を公開することにより、当該会議の適正な運営に著しい支障が生ずると認められる場合